

成長分野等人材育成支援奨励金（県外高度訓練（震災特例））職業訓練計画（訓練コース）

(枚中 枚目)

1	対象労働者氏名								
2	訓練の実施期間	初日	年	月	日	3 実施日数	日間	4 実施月数	月間
		最終日	年	月	日				

5	訓練実施機関の種別 (高度な教育訓練機関に限る。 該当するものに○をつける)	イ 大学院	
		ロ 研究機関	
		ハ 先進企業	
		ヘ その他	

6	訓練実施機関	名称		住所	
---	--------	----	--	----	--

7	訓練コース又は専攻科の名称	
---	---------------	--

8	訓練の内容	
---	-------	--

9	訓練コースの目標	
---	----------	--

◆支給見込み額の算定

10	訓練に係る支給見込み額の算出	① 授業料	入学料、受講料及び教科書代等		円	=	支給見込額	0	円	
		[千円未満切捨て]								
		② 住居費	1月あたりの住居費(家賃)	入居月数		円	×	月	×	2/3
				=	支給見込額	0	円	[千円未満切捨て]		
		支給見込み額(合計)	10欄の①	0	円	+	10欄の②	0	円	
				支給見込み額		=	支給見込額(X)	0	円	
		支給見込み額(合計) [千円未満切捨て]								
11	国・地方公共団体の補助金等の申請の有無	有	(名称)	・	無			

記載にあたっては、裏面の記入上の注意を必ずご覧ください。

記入上の注意

- この様式は、対象労働者ごとかつ訓練コースごとに作成してください。(1人につき1コースまで)
- 3欄の「実施日数」は、訓練の実施期間のうち実際に訓練が実施される日数を記入してください。なお、夜間や土日休日を中心とした大学院等の社会人コースは本奨励金(県外高度訓練(震災特例))の支給対象外となりますのでご注意ください。
- 4欄の「実施月数」は実施期間を30日で割り算出し、端数が15日以上であれば1月を加え、記入してください。
- 5欄は、従業員が訓練を受講する訓練実施機関(高度な教育訓練機関に限る)の種類に「○」を記入してください。なお、大学院とは学校教育法(昭和22年法律第26号)第97条に規定するものを指します。
- 6欄は、利用する訓練実施機関の名称及び住所を記入してください。
- 7欄は、訓練コース名又は大学院等の専攻科を記入してください。
- 8欄は、訓練の内容又は受講内容を具体的に記入してください。
- 9欄は、訓練コース修了によって得られる到達目標を具体的に記入してください。
- 10欄では、訓練に係る支給見込み額を記入します。いずれも事業主が負担した経費のみ対象となります。
 - 欄(授業料)・・・訓練の受講に際して必要となる入学料、受講料及び教科書代等(あらかじめ受講案内等で定められているものに限る)が対象となります。なお、労働者1人あたりの上限額は訓練月数に応じて月単位で算出し、具体的には下表「授業料」欄のとおりとします。
 - 欄(住居費)・・・県外の研究機関、大学院等のOff-JT受講に際し、労働者が転居した先の住居費(引越費用、敷金・礼金などの初期費用を含まず、家賃額のみが対象)のうち申請事業主が支払った額が対象となり、対象経費の3分の2を支給します。なお、労働者1人あたりの上限額は訓練月数に応じて月単位で算出し、具体的には下表「住居費」欄のとおりとします。

(単位：千円)

訓練月数	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
授業料	123	164	205	246	287	328	369	410	451	500
住居費	99	132	165	198	231	264	297	330	363	400

訓練月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
授業料	541	582	623	664	705	746	787	828	869	910	951	1,000
住居費	433	466	499	532	565	598	631	664	697	730	763	800

- 10 11欄には、本奨励金の支給対象経費に対して、本奨励金以外で国・地方公共団体からの補助金等を受けているか、または、申請する予定があるかどうかについて、当該箇所「○」を付けてください。「有」の場合は、受給している(受給する)補助金等の具体的な名称を記入してください。

その他

- この職業訓練計画の認定後に、訓練内容の著しい変更や訓練の追加がある場合には、成長分野等人材育成支援奨励金受給資格認定変更申請書(様式第5号)により変更認定申請の手続きを行うことができます。
- 認定訓練のうち、都道府県から「認定訓練助成事業費補助金」を受けている訓練の受講料は、支給対象となりません。
- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発施設が実施している訓練の受講料は、支給対象となりません。